

		岡山県公報	
		発行 岡山県	
			
目次	担当課(室)	目次	担当課(室)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 ○ ” ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 土地改良事業計画の変更の認可 ○ 保安林の解除予定 ○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立 ○ 【公 告】 ○ 随意契約の相手方の決定 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ ” ○ ” ○ 土地改良区役員の退任及び就任届 ○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定 ○ 公共測量の実施 ○ 道路の位置の指定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ ” 	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理課 ” 健康推進課 耕地課 耕地課 治山課 水産課 デジタル推進課 経営支援課 ” ” 耕地課 農村振興課 農村振興課 監理課 建築指導課 ” ” 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 一般競争入札の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ” 用度課

◎岡山県告示第二百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 津山グンゼ株式会社
住所 岡山県津山市二宮2200番地
氏名 代表取締役工場長 島廻 浩一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 津山グンゼ株式会社
所在地 岡山県津山市二宮2200番地

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前	
種	類	19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (DYEPET No. 4、No. 5)		19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (121)		19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (101、102、103、104、 107、108、112、113、 114、115)		19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (101、102、103、104、 107、108、112、113、 114、115)		19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (109、110、133、134、 135、136、137、138)	
能	力	0.2kg/回		10kg/回		100kg/回		100kg/回		50kg/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		18～24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	0.25	0.38	12	15	69	83	82.3	99.2	32	41
	p H	6～7.5		同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	150	200								
	C O D (mg/L)	120	140								
	S S (mg/L)	40	50								
	油 分 (mg/L)	5	10								
	T - N (mg/L)	20	25								
	T - P (mg/L)	8.5	10								
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0								
	銅 (mg/L)	<0.01	0.03								
	全クロム (mg/L)	<0.01	0.03								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

区	分	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (109、110、133、134、135、136、137、138)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (120、122、123、124、125、126)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (120、122、123、124、125、126)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (144、145、146、147)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (144、145、146、147)	
能	力	50kg/回		10kg/回		10kg/回		15kg/回		15kg/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		18～24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	40.5	51	9	11	12	15.5	9	11	9.3	11.3
	p H	6～7.5		同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	150	200								
	C O D (mg/L)	120	140								
	S S (mg/L)	40	50								
	油 分 (mg/L)	5	10								
	T - N (mg/L)	20	25								
	T - P (mg/L)	8.5	10								
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0								
	銅 (mg/L)	<0.01	0.03								
	全クロム (mg/L)	<0.01	0.03								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (118、128、129、130、131、142、143)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (118、128、129、130、131、142、143)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (DYEPET No. 1、No. 2、No. 3、151、MINI COLOR No. 2)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (DYEPET No. 1、No. 2、No. 3、151、MINI COLOR No. 2)		19ト 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 (MINI COLOR No. 3)	
能	力	5kg/回		5kg/回		1.8kg/回×1基 1kg/回×3基 96g/回×1基		1.8kg/回×1基 1kg/回×3基 96g/回×1基		36g/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		18～24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	5	6	4.9	6	0.4	0.4	0.25	0.38	0	0
	p H	6～7.5		同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	150	200								
	C O D (mg/L)	120	140								
	S S (mg/L)	40	50								
	油 分 (mg/L)	5	10								
	T - N (mg/L)	20	25								
	T - P (mg/L)	8.5	10								
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0								
	銅 (mg/L)	<0.01	0.03								
	全クロム (mg/L)	<0.01	0.03								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

区 分	変 更 後	廃 止		廃 止		廃 止		廃 止			
種 類	19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (MINI COLOR No.3)	19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (105、106)		19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (139、140)		19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (121)		19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (132)			
能 力	36g/回	100kg/回		50kg/回		10kg/回		40kg/回			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	18～24時間	同左		同左		同左		同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.25	0.38	69	83	32	41	9	11	11	16
	p H	6～7.5		同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	150	200								
	C O D (mg/L)	120	140								
	S S (mg/L)	40	50								
	油 分 (mg/L)	5	10								
	T - N (mg/L)	20	25								
	T - P (mg/L)	8.5	10								
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0								
	銅 (mg/L)	<0.01	0.03								
	全クロム (mg/L)	<0.01	0.03								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

区	分	廃止	
種	類	19 ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (149、150)	
能	力	5kg/回	
工事着手予定年月日		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		許可後直ちに	
使用開始予定年月日		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		18～24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	通常	最大
	水量 (m ³ /日)	5	8
	p H	6～7.5	
	BOD (mg/L)	150	200
	COD (mg/L)	120	140
	S S (mg/L)	40	50
	油分 (mg/L)	5	10
	T-N (mg/L)	20	25
	T-P (mg/L)	8.5	10
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0
	銅 (mg/L)	<0.01	0.03
	全クロム (mg/L)	<0.01	0.03

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	活性汚泥曝気槽				同左				
種 類 及 び 型 式	曝気槽 角型ピット				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	18.75m×4.5m×4.6m、21.4m×4.5m×4.8m				同左				
能 力	2400m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	活性汚泥処理				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1500	1800	1500	1800	1500	1800	1500	1800
	p H	6~7.5	6~7.5	5.8~8.6	5.8~8.6	6~7.5	6~7.5	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	150	200	25	30	150	200	35	40
	C O D (mg/L)	120	140	40	50	120	140	40	50
	S S (mg/L)	50	60	40	50	50	60	40	50
	油 分 (mg/L)	8	12	5	10	8	12	5	10
	T-N (mg/L)	20	25	15	20	20	25	15	20
	T-P (mg/L)	8.5	10	1	2	8.5	10	1.5	2.5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0	0	0	0	0	0	0
	銅 (mg/L)	-	-	0.08	0.1	<0.01	0.03	<0.01	0.03
	全クロム (mg/L)	-	-	0.08	0.1	<0.01	0.03	<0.01	0.03

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	第1クリアレーター				同左				
種 類 及 び 型 式	凝集沈殿槽 円型ピット				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	8m×4m				同左				
能 力	2000m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿処理				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1500	1800	1500	1800	1500	1800	1500	1800
	p H	6~7.5	6~7.5	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	B O D (mg/L)	25	30	4	6	35	40	25	30
	C O D (mg/L)	40	50	28	40	40	50	28	40
	S S (mg/L)	40	50	14	20	40	50	14	20
	油 分 (mg/L)	5	10	3.5	8	5	10	3.5	8
	T-N (mg/L)	15	20	7.5	10	15	20	15	20
	T-P (mg/L)	1	2	0.5	1	1.5	2.5	1	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	0	0	0	0	0	0	0
	銅 (mg/L)	0.08	0.1	<0.01	0.03	<0.01	0.03	<0.01	0.03
	全クロム (mg/L)	0.08	0.1	<0.01	0.03	<0.01	0.03	<0.01	0.03

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 13~33	
区分	新設	
	通常	最大
水量 (m ³ /日)		—
p H		—
BOD (mg/L)	—	—
COD (mg/L)	—	—
SS (mg/L)	—	—
油分 (mg/L)	—	—
T-N (mg/L)	—	—
T-P (mg/L)	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—
銅 (mg/L)	—	—
全クロム (mg/L)	—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年5月19日から同年6月9日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第二百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八條第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 新見市
住 所 岡山県新見市新見310番地3
氏 名 新見市長 戎 斉
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 新見千屋温泉いぶきの里
所在地 岡山県新見市千屋花見1336-5外8筆

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	66の3ーロ 旅館業の用に供する 洗濯施設(8)		同左		66の3ーイ 旅館業の用に供する ちゅう房施設(9)		同左	
能	力	4.2kg/回×3基		同左		20食/日×8基、1.79㎡		20食/日×9基、2.01㎡	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続8時間		同左		断続12時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	1	2	0.9	1.8	0.7	1.2	0.8	1.35
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
	B O D (mg/L)	40	50			100	200		
	C O D (mg/L)	40	50			200	300		
	S S (mg/L)	30	50			100	200		
	油 分 (mg/L)	3	5			20	30		
	T - N (mg/L)	10	20			60	120		
	T - P (mg/L)	1	2			8	16		
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	無数			無数			

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 旅館業の用に供する洗濯施設(8)の汚水等の量は3基の合計を示す。

旅館業の用に供するちゅう房施設(9)の汚水等の量は変更前は8基の合計、変更後は9基の合計を示す。

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし
- (5) 排水口に関する事項
変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和5年5月19日から同年6月9日まで
 - (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び新見市役所

◎岡山県告示第二百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

有限会社中山薬局下方店

真庭市下方五七九―五

令和五年四月三十日

◎岡山県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工種

宗津西町6番川

かんがい排水

三 認可年月日

令和五年五月九日

◎岡山県告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
久米郡美咲町西川上字ドウ峪四七六の十二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

◎岡山県告示第二百八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

（加入区の名称）

（区 域）

日生町かき特定加入区

日生町漁業協同組合の地区

牛窓町かき特定加入区

牛窓町漁業協同組合の地区

寄島町かき特定加入区

寄島町漁業協同組合の地区

〔二五二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約者等を決定した。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

令和五年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

第二期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体

岡山市北区大内田六七五番地

五 契約金額

一〇六、九二〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額九、七二〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔二五三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 有限会社山陽フォトスタジオ

住所 赤磐市正崎五二九番地の二

代表者の氏名 代表取締役 釣井 和一

（変更後）

名称 株式会社ネクサスエンタープライズ

住所 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目七番一三号福永ビル二階A号室

代表者の氏名 代表取締役 新垣 純

4 変更年月日

令和四年八月三十一日ほか

二 届出年月日

令和五年四月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年五月十九日から同年九月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

〔二五四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井陽一郎

(3) 名称 有限会社家具のサダカタ

住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 雅義

(4) 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 ネクシル株式会社

住所 岡山市北区下中野一二二二番地七

代表者の氏名 代表取締役 植野 伸

(変更後)

名称 ネクシル株式会社

住所 広島県広島市東区光町二丁目一四番九号一〇一号室

代表者の氏名 代表取締役 加賀 寛行

4 変更年月日

令和五年四月一日

二 届出年月日

令和五年四月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年五月十九日から同年九月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二五五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

変更する理由 退店のため

名称 有限会社大岡

住所 美作市湯郷一五〇番地

代表者の氏名 取締役 大岡 義央

4 変更年月日

令和四年十二月二十八日

二 届出年月日

令和五年四月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年五月十九日から同年九月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二五七〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農地の所在等

所在及び地番 岡山市南区西七区二二四番一		地目 田	面積（平方メートル） 八、七二三
-------------------------	--	---------	---------------------

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和五年六月一日	権利の始期から令和十五年五月三十一日まで	一七四、四六〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三十六号

四 農地の所有者等の情報

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

〔二五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町山 手地内	測 量 区 域
公共測量（用地測量）	測 量 の 種 類
令和五年四月二十七日から 同年七月三十一日まで	測 量 期 間

〔二五九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇三号 令和五年五月十日	浅口郡里庄町大字里見字漆黒六六 八四番一〇の一部、六六八四番二 七、六六九〇番一二	六・〇二	一三・四〇
		五・〇〇	三〇・七三

〔二六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字西側三三二一―二、三三二一―五、三三二一―六、三三二一―七、三三

二―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市早高三四一―一

小原 啓史

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十六日岡山県指令建指第三七〇号

〔二六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字大溝原一三三〇―八六、一三三二―一、一三三二―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区奉還町二丁目一九―八ポレスタ―岡山ターミナルシティ一三〇五

福田真侑子

三 許可年月日及び許可番号

令和五年二月十五日岡山県指令建指第四五三号

〔二六二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字西側三三二一―二、三三二一―五、三三二一―六、三三二一―七、三三

二―八

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市早高三四一―一

小原 啓史

五 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月十六日岡山県指令建指第三七〇号

「114211」宮城県競りに関する協定の適用を受ける調達について 次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年5月19日

岡田真知博 伊原木 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ (県民局及び地域事務所分) 249式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書、令和5年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書 (知事部局) 13～14型及び同仕様書15型以上 (以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和5年9月29日 (金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和5年岡山県告示第40号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づき入札参加除外の処置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ## 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格

令和5年5月19日 岡山県公報 第12498号

告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和5年6月13日 (火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和5年5月19日 (金) から同年6月20日 (火) まで (岡山県の休日を定める

条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月28日 (水) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和5年6月27日 (火) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和5年6月20日 (火) 17時までに、4(1)の場所に提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Notebook type Personal Computer 249 Units
- (2) Delivery date :
By 29 September (Friday) , 2023
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1:10 P.M. 28 June (Wednesday) , 2023
- (5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
TEL 086-226-7540